

平成 20 年 3 月 14 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課長 千村 浩 殿

JISART 理事長 高橋 克彦

平成 20 年 3 月 1 日 JISART 理事会は、昨年 6 月に貴省に申請した友人と姉妹からの卵子提供による 2 例の体外受精実施を容認する決定をしたのでお知らせします。

昨年 6 月 JISART は日本産科婦人科学会、厚生労働省母子保健課、日本学術会議「生殖補助医療の在り方検討委員会」に対して、友人と姉妹からの卵子提供による 2 例の体外受精実施に関しての申請書を提出しました。その結果、お願いしていた 6 ヶ月の期限内に日本産科婦人科学会より正式な回答を頂きました。内容は非配偶者間体外受精を実施するには制度の整備が国の機関においてなされるべきであり、現時点では（平成 19 年 11 月）日本学術会議「生殖補助医療の在り方検討委員会」で検討されるべき内容であると考え、学会は同会議の結論を待つべきとの結論を得たとのことでした。そして学会としては平成 13 年 1 月厚労省母子保健課長より日本産科婦人科学会に対して、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のうち、AID 以外は同報告書における結論を実施するために必要な制度の整備がなされるまで実施されるべきでなく、この旨会員に周知願いたい」との依頼文書を重く受け取るとありました。

貴省母子保健課からは非公式ですが電話をいただき、担当者より、JISART 申請について厚労省は許可を出すという立場に無く、学術会議の結果や、世論の動向を見ている状況であるとのことでした。しかし日本学術会議からは回答はありませんでした。以上の経過から JISART の決定は、学術会議の任期予定最終日 1 月 31 日まで待つことになりました。その間学術会議の任期が 2 ヶ月間延長されましたが、本年 2 月 19 日に行われた予定最終会議においても JISART 申請書についての審議はされませんでした。このことは学術会議は非配偶者間体外受精に関する制度整備の意思が現時点ではないと考えられ、その結果を尊重するとして貴省も同様であると考えざるを得ません。

このような状況において、JISART 理事会は JISART 倫理委員会の結論より 1 年以上過ぎ、実施を待っている患者さんおよび善意ある提供者をこれ以上待たせるわけにはいかないとの考えで、全会一致で 2 症例の体外受精を速やかに実施することを容認することに決定しました。近年の晩婚化傾向を考慮すると、今後友人、姉妹など匿名化されない非配偶者間体外受精の需要はさらに多くなると見込まれ、早急な制度整備が必要と考えられます。JISART は今後独自のガイドラインを作成し、それに順じて JISART 認定審査を受けた実施可能な施設で非配偶者間体外受精を実施します。しかし JISART は今後も貴省に対して、匿名の提供者がいない場合、姉妹・親戚・友人からの提供を認める非配偶者間体外受精実施に向けた制度整備の実現を強く要望する所存であります。